

# 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 26 年 4 月 10 日

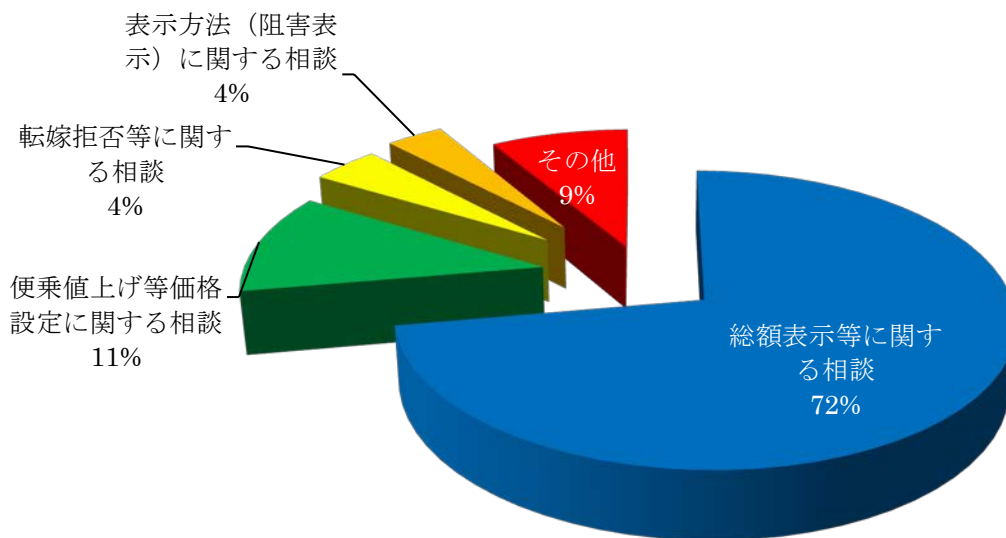
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 3 月（3/1～3/31）の相談対応状況は以下のとおり。

## 1 相談件数

3 月の相談件数：電話 3,875 件、メール 267 件

【相談内容（全 4,142 件）の内訳（※）】



## 2 相談例

### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 商品の値札に税抜価格が大きく表示され、その下に税込価格が小さく表示されているが、こういった表示は良いのか。

A. 税込価格に併せて税抜価格を表示する場合に、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されないように表示されていれば、税込価格が明瞭に表示されているといえ、価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、消費税転嫁対策特別措置法第 11 条により、景品表示法第 4 条第 1 項の適用が除外されます。そして、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たっては、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性といった要素が総合的に勘案されることとされており、（このほか、例えば、一般消費者が手に取って見るような表示物なのかなど、表示媒体ごとの特徴も勘案される場合があります。）（次ページに続く）

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 16 件

商品の値札に税抜価格が大きく表示され、その下に税込価格が小さく表示されている場合において、税込価格表示の文字の大きさが著しく小さいため、一般消費者が税込価格を見落としてしまう可能性があると思われるような表示である場合などには、税込価格が明瞭に表示されているとはいえ、問題があります。

Q. 「税込価格」に統一すべきではないか。「税込価格」のほかに「税抜価格」の表示を認めた理由は何か。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、「総額表示義務の特例」として、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、税込価格を表示することを要しないこととされています。なお、当該特例を受けるに当たっては、消費者の利便性にも配慮する観点から、本特例の適用を受けるための要件として、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」(誤認防止措置)を講じることが必要とされています。

また、本法では、消費者の利便性に配慮する観点から、平成 29 年 3 月 31 日までの間であっても、本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q. スーパー等のレジで個々の商品の税抜価格を合計して消費税率をかける場合と個々の商品の税込価格を合計する場合で消費者が支払う金額に差が生じる。前者の方法の場合、消費者が支払う金額が多くなってしまふこともあるので、計算方法を統一すべきではないか。

A. 各事業者における販売価格の設定方法や価格表示の方法、レジにおける精算方法については、取扱商品や提供するサービスの性質、取引慣行などを踏まえ、各事業者の判断に委ねられているところだ。

こうしたこともあり、御指摘いただいたように、価格表示の方法やレジでの精算方法の違いによっては、消費者の最終的な支払額が事業者によって異なるケースもあると承知していますが、売上げに係る消費税額は、上記の違いにかかわらず、原則として消費者が支払う総額(税込価格)の 8/108 となります。

各事業者においては、採用している消費税額の計算方法が消費者に御理解いただけるよう、適切な対応を行っていただきたいと考えます。

Q. 当社は施主から昨年9月に工事を請け負い、工事の一部について下請業者に発注し、3月までに完成し、施主に引き渡す予定であったが、天候等の関係で下請事業者との契約及び発注が本年1月に遅れて、下請事業者による施行部分の引渡しは本年4月以降となることから、施主への引渡しも4月以降になる。この場合、施主に請求する際の消費税率と下請業者に支払う際の消費税率はどうなるのか。

A. 消費税率の経過措置が適用されるかどうかについては、個々の取引の内容に基づき判断されるものであり、元請事業者と施主の取引に経過措置が適用されることが、元請事業者と下請事業者の取引に係る経過措置の適用の判断に影響を与えるものではありません。

したがって、平成 25 年 9 月 30 日以前に締結した請負契約に基づき行われる工事で平成 26 年 4 月 1 日以後に工事が完了するものについて、経過措置により旧税率 5% が適用される場合であっても、その工事の下請工事の契約が平成 25 年 10 月 1 日以降で、平成 26 年 4 月 1 日以降に工事が完了する場合には、原則として新税率 8% が適用されます。

なお、個々の取引について経過措置が適用されるかどうかなど、消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお尋ねください。

## ○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 便乗値上げに対して消費者庁はどのような対策を採っているのか。

A. 便乗値上げ防止に向けて、消費者庁では「便乗値上げ情報・相談窓口」を設置し、消費者から寄せられた情報や事業者からの相談を受け付けています。

受け付けた情報については、まず消費者庁が内容を精査した上で、便乗値上げの可能性がある場合には、関係省庁に対し、当該商品・サービス価格の改定に関する実態を把握するとともに、必要に応じて当該事業者に対し消費者の理解を得るための努力を促すよう要請しています。

Q. 消費税率の引上げに際し、現在の5%の税込価格を基に消費税率引上げ相当額を上乗せして値付けを行う際に、全ての商品・サービスの価格の端数処理について切上げ方式を用いたいと思うが、便乗値上げに当たるのか。

A. 全ての商品・サービスの価格の端数処理を切上げ方式とする場合、切り上げる単位によっては、事業全体として税率変更に見合った幅以上の転嫁が行われ、便乗値上げに当たる可能性があります。

例えば、商品・サービスの税込価格を10円単位等で設定する場合、あるものについては消費税率引上げ分を超える値上げとする一方、あるものについては据置きとするなどして、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行っていただく必要があります。

## ○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 4月以降、店舗にポスターを掲示して「総額価格は変わりません。」と表示することは、消費税転嫁対策特別措置法上認められるか。

A. 「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しません。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法における「表示」には、口頭での説明（セールストーク）も含まれますので、ポスターの掲示と併せて口頭で消費税を転嫁していない旨の説明や消費税分を値引きする等の説明を行うような場合には、口頭での説明を含めた表示が消費税転嫁対策特別措置法で禁止される表示に該当します。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 取引先の小売業者から4月からの納品については消費税8%分払うが、3月に納品した商品について小売業者の都合で4月に返品を行う場合システムの関係で消費税は8%で処理させてほしいと要請されることを懸念している。消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないか。

A. 一度納入を受けた商品を自社の都合で納入業者に引き取らせることは、「商品購入の要請」又は「利益提供の要請」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。また、その際に、5%で処理すべき消費税を8%で処理することについても同様に問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q. 当社は建設工事の下請をしている（平成 26 年1月契約締結、同年4月完了予定）。当該工事について、元請事業者が施主から受注したのは平成 25 年9月で経過措置により消費税率が5%になるから、当社に支払う際の消費税率も5%にされている。元請事業者は、申告の際に当社との取引に係る消費税相当額を控除できるのであるから消費税の負担はないはずである。

元請事業者の要請は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないか。

A. 消費税率の経過措置が適用されるかどうかについては、貴社と元請事業者の取引の内容に基づき判断されるものであり、元請事業者と施主の取引に経過措置が適用されることによって、貴社と元請

事業者の取引に係る経過措置の適用の判断に影響を与えるものではありません。

したがって、平成25年10月1日以降に請け負った工事について、平成26年4月1日以降に工事が完了するものについては、原則として新税率8%が適用されますが、御承知のとおり、元請事業者の消費税の納付税額は、原則として、元請契約に係る消費税額から下請発注に係る消費税額を控除した金額となりますので、消費税が適正に転嫁されていれば、下請発注に係る消費税額が新税率8%分となっても元請事業者の損益に影響を与えるものではありません。

また、新税率8%が適用される取引について5%分しか支払わないなど、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定める行為は、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q. 当社は建設業を営んでいるところ、取引先の下請事業者の中には免税事業者もいる。こうした免税事業者にも消費税を転嫁しないと消費税転嫁対策特別措置法上問題となるのか。

A. 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要があることを踏まえると、免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q. 消費者が結婚式サービスを提供している事業者が昨年の9月までに今年の4月以降の結婚式の申込みを行った場合、経過措置の適用を受け、消費税率は5%になると聞いた。当社は、結婚式サービスを提供している事業者(取引先)に物品を納入しているが、経過措置が適用される結婚式に使用する物品の納入について消費税分を5%として計算した価格で納入してくれと要請されることを懸念している。こうした要請は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないか。

A. 消費税率の経過措置が適用されるかどうかについては、貴社と取引先事業者の取引の内容に基づき判断されるものであり、消費者と取引先事業者の取引に経過措置が適用されることによって、貴社と取引先事業者の取引に係る経過措置の適用の判断に影響を与えるものではありません。

したがって、平成26年4月1日以降に商品の引渡しが行われるものについては、原則として新税率8%が適用されます。

物品を納入する取引自体について8%の税率が適用されるのであれば、税込納入価格を据え置くことは合理的な理由がない限り消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

お問い合わせ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610